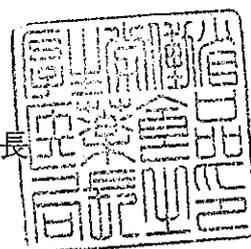


薬食発0830第1号

平成23年8月30日

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長
地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令(薬事法令関係)の施行について



現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。別添1参照。)第3条第1項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。)については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第19号。別添2参照。)に基づき、平成23年8月31日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところである。

また、厚生労働省においては、同法第3条第2項の規定に基づく告示(平成23年厚生労働省告示第56号。別添3参照。)を制定し、同告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成23年8月31日まで延長することとする

措置を講じたところである。

今般、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項の薬局の開設の許可等については、平成 23 年 8 月 31 日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、法第 3 条第 4 項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号。以下「令」という。別添 4 参照。）を制定し、これらの特定権利利益に係る満了日の延長措置の限度となる期日を平成 24 年 2 月 29 日とする措置を講じることとした。

これに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち薬事に関する権利利益の再延長を行ったものは次のとおりであること。

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係
 - 毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（第 4 条第 1 項）
- 2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）関係
 - 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許（第 50 条第 1 項）
- 3 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）関係
 - 薬局の開設の許可（第 4 条第 1 項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（第 12 条第 1 項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（第 13 条第 1 項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の

認定（第13条の3第1項）

- 指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（第23条の2第1項）
- 医薬品の販売業の許可（第24条第1項）
- 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（第39条第1項）
- 医療機器の修理業の許可（第40条の2第1項）

第2 留意事項

- 1 法第3条第2項の規定に基づく告示（平成23年厚生労働省告示第56号）による措置は、平成23年8月31日までとされていることから、平成23年8月31日の翌日以降において、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要があること。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わないこと。

また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えないこと。

- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法第3条第4項に基づく特別措置であるので、東日本大震災の発生前と同様に、薬事に関する法令により許可等の更新を行うことのできる者については、令に基づく延長の措置をとることとはせず、薬事に関する法令により許可等の更新を行うこと。